

# 青森県報

第千六十七号

令和八年  
五月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県行政手続条例第十五条第四項等に規定する方法を定める規則……………(総務文書課) ……一

○行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……二

### 告 示

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………( 同 ) ……三

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……四

### 労働委員会

○青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則……………(事務局) ……四

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院達院課) ……四

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院達院情報管理課) ……五

## 正 誤

○令和八年五月一日定例出先機関中……………(菅農大校) ……五

## 規 則

青森県行政手続条例第十五条第四項等に規定する方法を定める規則をここに公布する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第三十六号

#### 青森県行政手続条例第十五条第四項等に規定する方法を定める規則

青森県行政手続条例(平成七年七月青森県条例第十七号)第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。以下同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

#### 附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十七号

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

告

示

青森県告示第三百二十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表大間区域の項を次のように改める。

大間区域  
大間漁業協同組合の地区

- 1 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 2 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 3 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 4 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により

7 行う漁業であつて、主としていかつり漁業  
 5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業  
 6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業  
 7 小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてさめはえなわ漁業

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン安原ショッピングセンター  
弘前市大字泉野一丁目四の二 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	令和 八・四・一
三菱HCキャピタルエステートブラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の五 代表取締役 野々口剛	三菱HCキャピタルエステートブラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の五 代表取締役 北原克哉	

株式会社コムネット 宮城県東松島市矢本字北浦九七の二 代表取締役 佐藤隆志	変更なし	
株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町一七三二 代表取締役 小濱英之	変更なし	

三 届出年月日

令和八年四月三十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和八年五月二十日から同年九月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和八年九月二十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 市町村の意見の概要

1 昼間及び夜間の変動騒音の騒音レベルが環境基準を超過している地点があることから、確実に騒音対策が実施されるよう徹底すること。また、騒音に関する苦情があつた場合には、誠実に対応し、解決に努めること。（指針二二（一）①）

2 廃棄物保管施設②、③が建築物に該当し、延床面積が十平方メートルを超えて増加する場合、建築基準法の確認申請が必要になります。（指針二二（二）①②）

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年五月二十日から同年六月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年五月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	所有権の移転を受ける土地 大字	字	番地	
飯塚 仁	青森市	青森市	金浜	船岡	372番	
富士 明宏	青森市	青森市	浪岡大字吉野田	吉野	1053番	
敷浪 秋雄	南津軽郡藤崎町	青森市	浪岡大字増館	若柳	179番1	
小笠原 勝行	青森市	青森市	浪岡大字下石川	岡田	243番1	ほか1筆
長根 淳一	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	上津代	105番1 17	ほか1筆
金湖 亘	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	根古橋	342番	ほか1筆
伊沢 義春	十和田市	上北郡六戸町	折茂	沖山	106番2 01	ほか4筆
佐々木 一雄	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	沖山	736番1	ほか3筆

労働委員会

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

青森県労働委員会規則第一号

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則

青森県労働委員会の庶務に関する規則（平成十七年五月青森県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）」を「（令和八年三月青森県訓令甲第八号）及び青森県行政文書等管理規程（令和八年三月青森県訓令甲第九号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

放射線機器保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理室調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月二十六日

五 落札者の名称及び住所

エム・シー・ヘルスケア株式会社

六 落札金額

東京都港区港南二丁目一六の一品川イーストワンタワー一二階

七 落札者を決定した手続

四億五千六百五十二万九千九百二十円

八 入札の公告を行った日

令和八年二月十二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 特定役務の名称及び数量

電算システム運用管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局管理室情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千三百八十九万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

青森県営農 大学校

発行年月日 発行番号	区 分	ページ	段	行	誤	正
令和八・五・一 第一〇六〇号	出先機関	三	上	一九	令和八年三月	令和九年三月
				一四	令和八年三月	令和九年三月

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭